

川崎市上下水道局長沢浄水場広報施設見学実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局（以下「局」という。）長沢浄水場広報施設（以下「施設」という。）の見学（以下「見学」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(見学日時)

第2条 見学日は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日及び長沢浄水場のメンテナンスの日を除く日とし、見学時間は午前8時45分から午後4時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要であると認めるときは、見学日又は見学時間を変更することができる。

(見学の申込)

第3条 見学を希望する者は、あらかじめ施設見学申込書（第1号様式）を管理者に提出することにより見学の申込をし、承認を受けなければならない。

2 管理者は、見学を承認したときは、施設見学承認書兼入場許可書（第2号様式）を申込者に交付する。

3 管理者は、施設の業務に支障等があると判断したときは、見学を承認しない。

(承認の取消等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、承認を取り消し、又は見学を中止することができる。

(1) 見学者が偽りその他不正な方法により承認を受けたことが明らかとなった場合

(2) 見学者が見学の目的を逸脱した場合

(3) 見学者が第6条に規定する遵守事項に違反した場合

(4) 施設の管理上、見学をすることで支障が生じる場合

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、施設への入場を禁止し、又は退場させることができる。

(1) 泥酔者等他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者

(2) 危険な物品を携帯し、又は動物を伴う者（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する身体障害者を除く。）

(3) 施設の管理上支障があると施設の職員に判断された者

(4) その他見学の実施に支障を及ぼすおそれのある者

（局の職員の同行）

第5条 見学は、局の職員が同行し、施設についての説明を行うものとする。

（見学遵守事項）

第6条 見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損しないこと。

(2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。

(3) 施設内及び見学ルートで喫煙をしないこと。

(4) 発生したごみを持ち帰ること。

(5) その他局の職員が指示する事項

（損害賠償）

第7条 見学者は、施設、設備又は展示品を滅失し、又は毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

施設見学申込書

年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

団体名.....
代表者 住 所.....
氏 名.....
連絡担当者.....
電話番号.....
FAX番号.....

施設見学を、次のとおり申し込みます。

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
施設名	川崎市上下水道局長沢浄水場				
見学希望人数	合計 人	内 訳	大人 人	大学生 人	高校生 人
			中学生 人	小学生 人	幼児 人
名 簿 〔欄が足りない場合は別紙に記入して添付してください。〕					
来庁方法	バス（観光・路線・スクール） ____台、自家用車 ____台、 最寄り駅から徒歩、その他（ ）				
その他 〔見学についての御要望など〕					

御提出いただいた個人情報は、見学に関する事以外には使用しません。

施設見学承認書兼入場許可書

年 月 日

様

川崎市上下水道事業管理者

施設見学を、次のとおり承認します。

申込者名 (団体名)	様			
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
施設名	川崎市上下水道局長沢浄水場			
人 数	人	大人 人	大学生 人	高校生 人
		中学生 人	小学生 人	幼児 人

- 1 施設見学をする際は、この入場許可書を必ず当日持参をしてください。
- 2 到着の10分程前に次の電話番号に電話をしてください。

長沢浄水場施設見学担当（直通）044-911-1966

※長沢浄水場浄水課とは電話番号が違うのでご注意ください。